資料３

衛星データ利用に関する今後の取組方針について（案）

衛星リモートセンシングデータ（以下「衛星データ」とする）の利用拡大によって、デジタル化、更には、それを通じた持続的で強靱な社会システムの構築に資するため、関係府省は、それぞれの業務における衛星データの利用を民間に率先して進める等、衛星データの利用拡大に取り組む。その際、関係府省は、特に以下の方針に留意して取り組むこととする。

１．各府省の業務における衛星データの利用拡大に向けた取組を加速すること。まずは、今後３年程度を加速期間と位置づけ、実証事業の実施を含め、衛星データの利用を集中的に検討し、順次利用を進めること。

２．衛星データの利用を進めるに当たっては、①負担可能なコストを含む要求仕様の明確化、②それぞれの現場での衛星データに関する知見の共有を図るとともに、衛星データの利用が合理的であると判断された場合には、業務手順書に衛星データの利用を推奨する旨の記載を行うなど、衛星データの利用拡大に向けて必要な環境整備を進めること。

３．ベストプラクティスの共有や実証事業における協力、衛星データの共同利用等に資する基盤の整備など、衛星データの利用拡大に向けた府省間の連携に努めること。